BTMU(China) 実務・制度ニュース・レター



□ 日中当局による「人民元円の直接交換市場創設」

2012年5月31日第48号

中国調査室環球金融市場部

2012年5月29日、中国時間の午前7時30分(日本時間8時30分)に、日中金融当局から同時に「人民元円の直接市場創設」に関するプレスリリースが実施された。日本では安住財務大臣の記者会見の場で、中国では中国人民銀行(以下「PBOC」)と中国外貨交易センター(以下「CFETS」)のホームページで其々公表となった。これは、昨年12月の野田総理大臣訪中の際に日中当局間で金融協力について合意された事項に沿った動きであり、合意内容を具現化させた第一号の事例と位置づけられよう。

本稿では、今回日中金融当局から其々公表された内容を改めて整理すると共に、その狙いや背景について簡単に考察したい。

1. 公表事項

(1)中国金融当局の公表内容

CFETS のホームページで公表された内容は、以下の通り。

- ① 中国と日本の二国間取引の更なる促進、送金通貨としての人民元と円の利用額向上、 取引コストの縮減を目指し、銀行間市場の人民元円の取引方法を6月1日より変更する。
- ② 具体的には、銀行間市場において人民元円取引のマーケットメーカー制度を新たに創設する。マーケットメーカー行は継続的に人民元円の価格を市場に提示し、取引相手となることで市場に流動性を供給する義務を負う。
- ③ 人民元円の基準値設定のメカニズムを変える。これまで米ドルを介して決定されていた 算定方式を見直し、人民元円のマーケットメーカー行が提示する直接レートを基にした レート決定方式を導入する。

過去、中国外国為替市場で人民元の取引ペアとしてマレーシアリンギットやロシアルーブルの取り扱いを開始する際、PBOC/CFETSは、今回同様に市場流動性の確保を目的に其々の通貨ペア限定のマーケットメーカー行を選定した。今回、人民元円の通貨ペアに限定したマーケットメーカー制度が導入されるが、これは主要通貨では初めての対応となる。

人民元の外為業務では、既にマーケットメーカー行は存在し(次ページ表ご参考)、これらの銀行は現行でも人民元円取引に対して市場流動性の供給義務を負っている。よって、今回の新たな制度導入によって、何か新しい市場が出来る訳ではない。今回の人民元円に特化したマーケットメーカー制度は、資格行に対して価格提示や出来高に対してより強い義務を課すものであり、マーケットメーカー行の積極的な市場介在により、市場流動性を厚くすることが狙いと推察される。



【人民元マーケットメーカー行一覧】(直物 26 行、先物 20 行(網掛けは両取引、網掛けなしは直物のみ)

工商	農業	中国	建設	交通	中信	招商
光大	華夏	興業	国家開発	寧波	上海浦東	三菱東京 UFJ
SMBC	HSBC	CITI	SCB	RBS	Deutsche	広発
深発	民生	BNP	Montreal	CrediAgricole		

(出所)CFETS ホームページより三菱東京 UFJ 銀行(中国)作成

(2)日本金融当局の公表内容

安住財務大臣が閣議後の記者会見で発言した内容は、以下の通り。

- ① 6月1日より東京市場と上海市場の双方で、円と人民元の直接交換が開始する。これにより、両市場では円・人民元の為替レートが常時提示され、直接交換取引が本格化すると見込まれる。
- ② 第3国通貨を介さない取引により、取引コストの低下や金融機関の決済リスクの低減というメリットあり。両国通貨の利便性の向上、東京市場の活性化にも資するものである。
- ③ 今後の市場拡大に向け、市場参加者のいっそうの取り組みに期待すると共に、政府としても中国側との対話、協力を引き続き行っていく。

日本では、法人顧客が人民元為替取引を行う際、現行何かしらの制限があるわけではなく、 人民元円の取引を行うことは可能だ。然しながら、顧客取引を受けた銀行は、殆どのケース で市場流動性の高い米ドルとの通貨ペアに分解してカバー取引を行っている。6月1日より 円と人民元の取引レートが常時提示されることで、同ペアでのカバー取引を行う市場参加者 は増加しよう。対顧人民元取引自体は、従来から銀行が対円でレート呈示を行なうのが一 般的であるため直ちにコスト低下につながる訳では無いが、今回の対応により市場取引が拡 大し、銀行間市場の売買気配値スプレッドのタイト化が進むことにより、顧客の取引コスト削減 に繋がることが期待される1。

今回の日本側の発表は、新たな制度が明示的に設けられる訳ではないことからわかりにくいものではあるが、日中政府が歩調を合わせて人民元円市場の育成を後押しすることを表明した意義は大きく、今後の市場の発展に繋がるものと考えられる。

2. 「人民元円直接市場創設」の背景

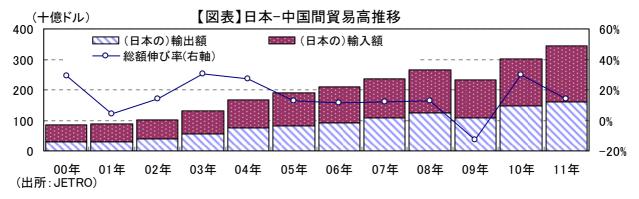
中国政府は、兼ねてより米ドルー極集中とも言える現行のグローバルな決済・為替制度に 疑問を呈してきた。とりわけ、リーマンショックやギリシャ問題顕在化時に市場が混乱する様を 目の当たりにし、米ドルを介在しない取引領域の拡大への志向を強めてきたようだ。人民元 円の直接交換市場が育成されれば、顧客取引から銀行間取引、資金決済まで全てを米ドル に依存しない形で完結させることができることとなり、米ドル動向に影響を受けない取引を増 大させることが出来る。

また、日本で人民元の流通量が増大することは、即ち中国以外の地域で人民元の利用が促進されることを意味する。中国政府は、人民元の対外開放を慎重なペースながら着実に進めることを計画中だ。今回の人民元円の直接市場の創設は、中国外での人民元のプレゼンスを高めることに繋がることとなり、人民元を国際通貨に発展させる中長期戦略を推し進める

¹尚、顧客が為替両替を行う際に生じる手数料自体は、今回の発表前後で特に変わることはない。最終的な銀行間市場の売買気配値がタイト化する過程で、顧客の取引執行コストは徐々に縮減すると見込まれる。

効果も期待される。

上述 2 点の狙いを実現させるために人民元とのペア通貨として日本円が選ばれた背景には、中国と日本の間の貿易量の多さが挙げられよう。両国間の貿易量は年々増加の途を辿っており、直近 10 年間では約 3 倍の規模に達している。今後も更に取引量の増大が見込まれるなか、人民元建決済比率の増大は効果が大きいと言えそうだ。



一方、日本側にとっての本件の意義を考えると、東京市場の活性化に繋がることが期待される。近年、シンガポールや香港市場の発展に伴い、金融センターとしての東京市場のプレゼンスが低下中だ。人民元においても香港市場が現在は唯一のオフショア市場を有しており、圧倒的な優位性を確保する。今回の人民元円直接交換市場の強化をきっかけに東京で人民元の取扱量を増大することが出来れば、金融市場としての存在感回復に繋がろう。中国は、日本にとって、輸出・輸入共に最大の取引相手国である。政府-民間が一体となって金融機能を向上させることで、民間企業の競争力向上にも資するものと考えられる。

【図表】20	(単位:百万ドル)							
輸出			輸入			総額		
	金額	シェア		金額	シェア		金額	シェア
総額	820,902	100%	総額	852,331	100%	総額	1,673,233	100%
中国	161,494	19.7%	中国	183,422	21.5%	中国	344,916	20.6%
米国	125,677	15.3%	米国	74,114	8.7%	米国	199,792	11.9%
韓国	65,856	8.0%	オーストラリア	56,381	6.6%	韓国	105,545	6.3%
台湾	50,693	6.2%	サウジアラビア	50,346	5.9%	オーストラリア	74,255	4.4%
香港	42,834	5.2%	UAE	42,760	5.0%	台湾	73,859	4.4%

(出所)JETRO

3. 今後の見通し/所見

今回の両国における人民元と円の直接交換市場の同時創設によって、即座に大きな変化が見られることはないだろう。中国側ではマーケットメーカー制度が導入されることで人民元円の顧客取引が持ち込まれた場合、カバー取引をそのままの通貨ペアで銀行間市場にて行うこととなるため、一定の取引量増加は見込まれる。但し、最終的に取引コストの縮減効果が出るまでには、ある程度の時間が掛かるものと思われる。

昨年 12 月に合意された日中金融市場発展に向けた内容では、今回具現化した直接交換市場創設のほかにも、債券市場の発展や円建て・人民元建てのサービス提供力強化が掲げられている。今後も、両国政府が民間銀行と協働しながら、掲げた目標に対する具体策が提示されてくるものと予想される。



今回の「人民元円の直接交換市場の創設」の報道直後より、投資家や顧客層からの照会が殺到している。内容に関する照会が大勢を占めるものの、当領域への関心の高さを改めて感じている。当行を含めた関係者が協働しながら推進することで、両国の金融協力関係が深化し、顧客の取引利便性を一層高めることに繋がろう。

【日中の金融市場発展に向けた合意内容】

- (1)両国間のクロスボーダー取引における円・人民元の利用促進
- (2)円・人民元間の直接交換市場の発展支援
- (3)円建て・人民元建て債券市場の健全な発展支援
- (4)海外市場での円建て・人民元建て金融サービスの民間部門による発展サポート
- (5)上記分野の相互協力を促進するための「日中金融市場の発展のための合同作業部会」の設置

(出所)財務省

以上

- 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ⇒ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ⇒ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司トランザクションバンキング部 中国調査室

北京:北京市朝陽区東三環北路 5 号北京発展大厦 4 階 照会先:石洪 TEL010-6590-8888 ext. 214 上海:上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 階 照会先:張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250

丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255